

統合社会契約論の発展と今後の課題

— 理論の精緻化から実践へ —

高崎商科大学商学部 田中 敬幸

はじめに

統合社会契約論 (ISCT: Integrative Social Contract Theory) は、Thomas Donaldson と Thomas W. Dunfee によって提唱された理論である。同理論は、Donaldson & Dunfee (1994) 「Toward a Unified Conception of Business Ethics: Integrative Social Contracts Theory」において、初めて公表されることとなった。その後、Donaldson & Dunfee (1995) と Dunfee & Donaldson (1995) の 2 つの研究を経て 1999 年に Donaldson & Dunfee (1999a) 『Ties That Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics』と題した著書が出版され、理論の全体が体系的に示されることとなった。同理論は、企業倫理の研究分野における契約論的アプローチに分類される。

1994 年以降、企業倫理の研究者の注目を集めた統合社会契約論研究は、多岐にわたる。同理論の主要な概念である超規範 (hypernorm) の有用性や具体化に関する議論、マイクロ社会契約 (microsocial contracts) を結ぶコミュニティの定義やその条件についての議論などである。また理論面、実践面からの批判も行われてきた。理論の応用についての検討は、現在も研究が行われている。

2019 年にボストンで開催された Society for Business Ethics の研究大会では、『Ties That Bind』の出版 20 年周年を記念して「The Social Contract Tradition in Business Ethics: Ties That Bind Twenty Years On」と題するパネルセッションが開かれた²。理論の提唱者の一人である Donaldson も参加され、社会契約という枠組みで同理論の更なる可能性等について議論がなされており、今後も研究課題として、そしてビジネスにおける実践への期待の高さも窺えるものであった。

本稿では、統合社会契約論研究がこれまでどのように議論されてきたかを整理し、今後の理論の発展可能性について議論することを目的に論を進める。先行研究では、理論の改訂や精緻化について検討されているものの、こうした議論を体系的に整理したものは少ない。そのため、本稿では、まず代表的な先行研究のレビューを中心に議論を進めていく。その上で、統合社会契約論研究が今後取り組むべき課題について検討を行う。

1. 統合社会契約論とその背景

1-1 理論の概要

企業倫理という研究領域においては、倫理的ジレンマに直面した際にマネジャーはどのように意思決

¹ Donaldson & Dunfee (1999a)には、多くのブックレビューが存在する。たとえば、Calton (2001a)、Calton (2001b)、Fort (2000)、Lavengood (2001)、Rowan (2001)、Salbu (2000)、Sanchez (1999)、Shaw (2000) がある。

² 同セッションでは、チェアに Pedro Francés-Gómez (University of Granada)、パネリストに Sandrine Blanc (Leuven University)、Geert Demuijnck (EDHEC Business School)、Thomas Donaldson (University of Pennsylvania)、Cristophe Lütge (Munich Technical University)、Lorenzo Sacconi (University of Milan)、Ben Wempe (Rotterdam School of Management) といったメンバーで開催された。

定を行うのか、その際に何を基準として決定するのかといった議論に多くの関心が寄せられてきた。また、研究領域の体系化と企業のグローバリゼーションが同時期に進んだため、数多くの研究者がこれまでこの種の課題に取り組んできた。Donaldson (1996) では、グローバルに活動する企業のマネジャーにとって困難な課題は、現地と自国の規範の違いから、特定の状況においてどの倫理基準を適用すべきかという緊張関係が生じることでありとしている。こうした課題には従来、普遍主義的なアプローチと文化相対主義的なアプローチによって解決が図られてきた。

普遍主義的なアプローチは、権利や正義の概念に基づいており、たとえば、海外駐在員は、コンテキストを超えて一貫した倫理的な意思決定と行動をすべきであるとされている (Donaldson, 1989)。ここでいう概念とは具体的には、人権や国際機関が定める規格等があげられる。

他方、文化相対主義的なアプローチは、国や地域のコンテキストが重要な役割を果たすため、マネジャーは、倫理的な意思決定を行う際に、現地の状況や規範を取り入れるべきであり、それは現地の道徳的基準に従う義務があるからであるというものであった (Beauchamp & Bowie, 2001)。たとえば、現地の規範と自国の規範が対立する場合には、海外駐在員は、現地の規範に従うべきであるということになる。

2つのアプローチには、それぞれ課題があり、企業が倫理的ジレンマに直面した際の明確な指針とはなりえなかった。普遍主義的なアプローチは、進出先の価値観や文化を軽視、あるいは無視するといった問題点が指摘された。さらには、価値観の押しつけであるといった批判もおこなわれてきた。他方、文化相対主義的なアプローチは、たとえば贈収賄が商習慣として根付いている場合、それを擁護してしまう可能性がある。また環境に対する規制等が整備されていない場合に、現地の基準を採用して果たしてよいのだろうかといった問題も生じる。

双方の課題解決を図るべく、普遍主義的なアプローチと文化相対主義的なアプローチを統合した理論として提唱されたのが統合社会契約論である。統合社会契約論は、企業の意味決定が関連するコミュニティに与える影響を考慮することを求めると同時に、

その決定が普遍的な道徳原則（超規範）との関係性を問うことで、倫理的な意思決定を強化するように設計されている (Dunfee, 2006)。Robertson (2009) は、『Ties That Bind』が統合社会契約論に対する初期の批判に対応し、理論をさらに洗練させ、コンテキストの範囲を広げたものであるとした。さらに統合社会契約論研究は、一過性のブームではなく、将来の研究のための基礎として十分に強固でありながら、進化する学問分野に対応するために十分に流動的なものであると指摘している。

1-2 Donaldson と Dunfee による研究

統合社会契約論は、多くの企業倫理研究者の関心の対象となり、理論の改訂、諸概念の具体化、ケースへの適用といった研究が数多く行われてきた。ここでは、Donaldson と Dunfee による統合社会契約論に関係する研究を中心に整理していく。

統合社会契約論は、駐在しているマネジャーが自国とホスト国(進出先)の規範の対立に直面した際、相反する規範が存在する状況において、いずれかの規範が超規範に反していない限り、マネジャーは現地の規範に従うことになるというのが基本的な考え方となっている (Donaldson & Dunfee, 1999b)。ここでいう現地の規範は、マイクロ社会契約として、発言権と退出権を持ったメンバーによって共有されるものであるとし、超規範に反していなければ、そこには道徳的な余地として、道徳自由空間 (moral free space) が認められるとしている。

Spicer, Dunfee & Bailey (2004) では、統合社会契約論の2つの規範 (マイクロ社会契約と超規範) を実証的にその妥当性を検証するため、ロシアとアメリカで働くアメリカ人を対象としたアンケート (倫理調査) の回答を比較している。その結果として、超規範では、ロシアとアメリカで働く人の間に違いはないもののローカル規範であるマイクロ社会契約では、ロシアとアメリカでその結果が異なっていることを明らかにしている。この研究では、マイクロ社会契約が地域によって異なり、ロシアに駐在しているアメリカ人もその規範を認識しているということが明らかとなった。

Donaldson & Dunfee (2003) においては、これまで多くの論文で展開されてきた統合社会契約論そのものや超規範、道徳自由空間、プライオリティ・

ルールといった概念に対する批判や修正等の提案に対して、理論や彼らの意図や狙いについて議論している。その延長として、Dunfee (2006) は「A Critical Perspective of Integrative Social Contracts Theory」というタイトルで、理論が提唱された 1994 年から 10 年間における議論が集約されている。これまでの統合社会契約論研究に対する議論を整理するだけでなく、いくつかの批判的な研究に対して反論した後に、19 の課題を提示している³。その大半は、超規範に関するものであるが、理論を用いた倫理的問題および論争の分析、コミュニティの規範の形成と進化の研究等も議論されている。

Donaldson (2009) では、デリバティブや住宅ローン等の証券化を含む金融工学の発展とそれに伴うマイクロ社会契約の変化を議論した上で、金融危機(リーマン・ショック)のような経済活動のダイナミックな変化や進化を理解するうえで、統合社会契約論の枠組みが有用であることを主張している。市場参加者による経済的事象の倫理的解釈に時間の経過とともに変化が生じた場合、それは超規範の不透明さ、曖昧さからマクロ社会契約の明瞭さへの変化として理解することができるとしている。すなわち、曖昧である超規範とは異なり、マクロ社会契約は、ビジネスにおける価値観や道徳の変化とともに変化することを示しているのである。さらに、同理論が固定的なものではなく、超規範やマイクロ社会契約、マクロ社会契約がダイナミックなものであることについても強調されている (Donaldson, 2009)。

2. 統合社会契約論研究とその分類

統合社会契約論に関する研究は、さまざまな視点から行われてきた。ここではまず、これまでの日本における研究をとりあげた上で、理論の発展、超規

範に関する研究、適用範囲の拡大といった分類で先行研究における議論をレビューしていく。

2-1 日本における統合社会契約論研究

日本における統合社会契約論の研究は、Donaldson & Dunfee (1994)が発表されたのちに、梅津 (1995)、高(1996a)、高(1996b)、高(1997)、宮坂 (1998) といった論文において議論されている。これらの研究は、理論の枠組みや概念について整理し、その限界や課題について議論するものであった。1999 年の『Ties That Bind』の出版後には、宮坂 (2003a)、宮坂 (2003b)、田中 (2011a)、田中 (2011b)、田中 (2012a)、田中 (2012b) といった論文において、更なる議論がなされてきた。

日本における統合社会契約論研究は、理論的な議論が中心であり、実践に関する議論、すなわち、ケースへの適用や理論の応用に関するものは少なく、また多くの研究者が継続して研究をおこなっているわけではない。企業倫理研究の発展という観点からも継続的な研究が期待される。

2-2 超規範に関する研究

初期における統合社会契約論研究の多くは、理論の重要な概念である超規範に対する批判や具体化等の改訂を示唆するものであった。Dunfee (2006) では、超規範に関する批判、超規範の認識、超規範の正当化、超規範の再定義、超規範の必要性、進化する超規範、対立する超規範といった視点から、先行研究において超規範に関する議論がされてきたと整理されている。なかでも超規範に対する批判としては、以下の視点から論じられてきているとした。それは、第 1 に超規範は実際的意思決定のために認識することができるか、第 2 に超規範はマクロ社会契約において十分に正当化されているか、第 3 に超規範は何らかの方法で再定義されるべきか、第 4 に統

³ Dunfee (2006) において提示された 19 の課題とは、1) 超規範の特定プロセスの評価と改良、2) 超規範の 3 つの分類全ての理論的基盤の精緻化、3) 実質的な超規範となる候補の特定、4) 構造的な超規範のために必要な社会効率性の精緻化、5) 付加的な構造的超規範の特定と精緻化、6) 実質的な超規範の探索に関する実証的な研究方法の開発、7) 超規範の 3 つの分類全ての正当化、8) 超規範の進化の可能性とその意義について、9) 超規範が対立する可能性の評価、10) メタ規範の役割の可能性についての評価、11) 統合社会契約論を適用した倫理的問題や論争の分析、12) 統合社会契約論とステークホルダー・コンセプトの関係性の精緻化、13) 占有されていない道徳自由空間の問題についての分析、14) コミュニティ内の真正な規範の発展と進化の研究、15) 真正な規範を特定する方法の分析、16) マクロ社会契約の理論的正当性の分析、17) 統合社会契約論と公正さの概念との関係の精緻化、18) 限定された道徳的合理性の概念の評価と拡張、19) プライオリティ・ルールの精緻化と正当性である (p.323)。

合社会契約論の全体的な枠組みに超規範は必要であるか、第5に超規範は時間とともに変化または進化するかどうか、また、ある特定のコンテキストにおいて相反する超規範が特定された際に、超規範に対するプライオリティールールが必要になるのかどうかである (Dunfee, 2006)。かかる批判に対して、Dunfee (2006) では、理論の目指すところを明示したうえで、超規範の方向性を示している。

その後も超規範は、統合社会契約論の議論中心であった。たとえば Freeman & Harris (2009) は、超規範について、Donaldson & Dunfee (1999a) が指摘した「一般的な哲学的原理や真実」という定義では、抽象的なものになりがちであり「具体的な行動に直接結びつかない」という問題についても検討している。また、より批判的な見方としては、超規範が文化相対主義や道徳的相対主義の基本理念を否定するものであるといったもの (Demuijnck 2015) がある。Windsor (2018) では、企業の人権責任に関するラグー・フレームワークが Donaldson (1994) の消極的責任 (権利を傷つせず、権利の保護に努める) と積極的責任 (権利の回復に努める) の議論と類似すると指摘する。

Donaldson & Dunfee (1999a) 後の研究において、両氏は、超規範の候補をいくつかの例として提示しているが、実質的な超規範の包括的なリストを提示することを拒否し、また他の研究者に具体化を勧めてもいない (Dunfee, 2006)。それにもかかわらず、超規範の具体化に関する批判や議論は、同理論の研究の関心の中心的な1つであった。

Donaldson (2009) では、医療分野や軍事関連の技術革新によって倫理的な変化が生じているとしている。医療分野では、延命治療に関する技術の発展によって、患者やその家族の意思と異なる治療がなされる懸念があった過去に触れ、人々が事前に「リビング・ウィル」を採用する権利を得ることが必要であるという認識が広がったことを、超規範からマイクロ社会契約に落とし込まれていくプロセスとして例示している (Donaldson, 2009)。

超規範の研究は、理論が発表されてから現在まで統合社会契約論研究の中心的なテーマである。

2-3 理論の発展

超規範に焦点を当てるのではなく、統合社会契約論の理論的な発展に寄与する研究も行われてきた。たとえば、Van Buren (2001) では、統合社会契約論とステークホルダー理論の統合が議論されている。同論文では、Donaldson & Preston (1995) をステークホルダー理論の研究を記述的 (descriptive)、道具的 (instrumental)、規範的 (normative) なものに分類できることを示したうえで、規範的な観点からは、Phillips (1997) が、ステークホルダーを特定し、裁定する手段として「公正の原則」を支持する議論について触れている。再構築された公平性の原則を、統合社会契約論における同意の考え方と組み合わせることで、より規範的なステークホルダー理論を実現できることを提案している (Van Buren, 2001)。さらには、Phillips & Johnson-Cramer (2006) や Freeman & Harris (2009) においても、進化とプロセスという意味で統合社会契約論をより「動的」に拡張できるかどうか、またその場合どのように拡張できるかという研究課題について指摘している。また、Phillips & Johnson-Cramer (2006) は、マイクロ社会契約の条件や当事者が変化しうる状況を分析した。彼らは、規範がダイナミックにそしてコミュニティのメンバーとリーダーの意識的な努力によって進化することができることを主張したのである。Wempe (2009) では、統合社会契約論がダイナミックで多元的な環境における倫理的理解に関わる多くの問題を扱っているとしている。

そして、Calton (2006) では、統合社会契約論をステークホルダーとの対話を通じて倫理的規範を生成する、進化的でインタラクティブな学習ベースのモデルとして解釈することを提案している。

2-4 適用範囲の拡大

統合社会契約論は、具体的な行動を導く規範に結びつきにくいという指摘 (van Oosterhout, Heugens, & Kaptein, 2006, Wempe, 2009) もある一方で、適用範囲の拡大に関する議論も行われてきた。同理論は、倫理的なジレンマに直面した際の指針となるために提案されたため、さまざまな分野への適用が試みられてきた。マーケティング分野への応用として、Dunfee, Smith & Ross (1999) がある。彼らはマーケティングにおいて、担当者 (マーケター) が異文化間や国境を超えて仕事する際に直面す

る倫理的なジレンマ（具体的には、贈収賄）について理論を適用した解決を提案している。

Levine (2019) では、オンライン・ビジネスにおける理論の適用について議論している。オンラインであるデジタルビジネスコミュニティにおいても、オフラインと同様にコミュニティとして捉えることができるとしたうえで、統合社会契約論の適用を図っている。特に、デジタルビジネスコミュニティにおける規範が形成される過程において、超規範の適用について議論されている。

Levine (2019) で試みられたコミュニティの範囲をオンラインという枠組みに当てはめたように統合社会契約論の実践、特に適用範囲の拡大に関する研究は、更なる研究の余地があるといえよう。従来、統合社会契約論は、国や文化を超えた脈絡における倫理的な問題に適用すべく、普遍主義的アプローチと文化相対主義的なアプローチを統合するものであった。Levine (2019) では、1つのコミュニティとして、デジタルビジネスコミュニティを捉え、統合社会契約論の適用を図ったところにこれまでの先行研究との違いがある。Robertson & Ross (1995)では、セールスコミュニティにおいて同様の適用が図られた。

この種の研究は、統合社会契約論の適用範囲を広げる今後の発展可能性を示唆するものであったと言える。

3. これからの統合社会契約論研究の方向性

統合社会契約論は、多くの研究者によって理論の可能性をめぐる研究が進められてきた。これまでは、理論そのものや超規範等の概念の改訂が関心の中心として研究が進められてきている。今後発展が期待される統合社会契約論研究の方向性について、本稿でのこれまでのレビューに基づき、今後の課題として、「適用範囲の拡大」、「道德規範の形成されるプロセスの検討」の2点を提示したい。

まず第1に、統合社会契約論の適用範囲の拡大についてである。上記でレビューしてきたように、これまでいくつかの分野において適用が行われてきた。たとえば、贈収賄 (Dunfee et al., 1999)、デジタルビジネスコミュニティへの適用 (Levine, 2019)

等があった。しかしながら、適用範囲の拡大に関する研究は数も限られており、範囲の広がりも限定的なものであった。

適用範囲の拡大に関する研究は、さらなる余地があり、また実務における倫理的ジレンマを検討するという理論本来の目的に合致するものである。現在企業の取り組むべき課題となっている、人権や地球温暖化といった人類共通の問題においてもマネジャーが直面する倫理的ジレンマを検討する際に統合社会契約論のフレームワークを用いて検討することが解決の一助となると考えられる。たとえば、2021年に表面化した新疆ウイグル自治区における強制労働に関する問題において、アパレル関連企業は、国際社会に受け入れられるような意思決定ができたと言えるのだろうか。この種の倫理的なジレンマは、今後も多くの業界で企業が直面する可能性があることを考えると理論をさまざまな脈絡やケースへの適用を検討することは、研究課題として取り組むべきであると考えられる。

第2に、統合社会契約論のフレームワークを用いて、道德規範が形成されるプロセスについて検討することである。同理論の枠組みや概念に関する研究は、数多く行われてきており、理論の精緻化の議論については十分な研究の蓄積があるといえる。また、Donaldson と Dunfee も精緻化の議論に対する見解をそれぞれ展開してきた (ex. Donaldson & Dunfee, 2003, Dunfee, 2006, Donaldson, 2009)。他方、規範が形成されるプロセスについての検討は議論の余地があると言える。

Donaldson (2009) において、金融危機の事例を用いて議論されたように、新しい技術等の出現によって、道德規範の変化が起こることがわかってきている。その変化のプロセスを統合社会契約論では、明瞭でない超規範を用いて考察を重ね、マイクロ社会契約として規範化して行くことも議論されてきた。ただし、詳細なプロセスについては、十分に議論がされているわけではないため、検討の余地がある。AI やデジタルトランスフォーメーション (DX) 等の技術革新や進化、COVID-19のような感染症の拡大とその対応においても、金融危機と類似した道德規範の変化が起こる可能性があることを考えると、そのプロセスを統合社会契約論のフレームワークを

用いて検討することは、企業倫理研究において重要なテーマとなっていくであろう。

最後に、日本における統合社会契約論研究についても触れておきたい。日本では、統合社会契約論の理論面においては、初期を中心に研究が行われてきたが、適用範囲の拡大等、理論の実践的な側面といった応用については議論が十分されてきたとは言えない。多国籍企業の抱える課題は、地球温暖化や人権問題を代表として、多くの領域において共通するものであることは、間違いない。日本企業もこうした潮流の中にあること踏まえると、統合社会契約論の研究の進展が期待される。

結び

本稿では、統合社会契約論の先行研究を整理し、今後の研究の可能性を示すことを目的として論を進めてきた。これまでの統合社会契約論に関する代表的な研究や新しい試みに関する文献を中心にレビューを行い、今後の取り組むべき課題として、適用範囲の拡大、道徳規範の形成されるプロセスの検討を提示した。

結論として 2 つの課題を提示したが Dunfee (2006) で示されている 19 の課題すべての項目について十分な議論が行われているわけではないため、提示された課題に取り組むことも統合社会契約論研究の進む方向の一つではある。しかしながら、本稿では、理論の本来の目的である実践面での活用に焦点を当てて、研究の方向性について議論してきた。これまでの統合社会契約論研究を通じて多くの知識と知見が蓄積されてきているが、企業が取り組むべき課題の変化（地球温暖化対策、SDGs の達成、サーキュラーエコノミーへの移行、人権問題への取り組み、DX、AI の活用等）やデジタルビジネスコミュニティへの適用のような、範囲の拡大等、理論の可能性はまだ大きい。特に、SDGs の達成やサーキュラーエコノミーへの移行に関しては、マイクロ社会契約が見直される契機となる可能性が考えられ、規範の生成プロセスも含めた議論が待たれる。今後の統合社会契約論研究、そして企業倫理分野のさらなる発展と実証研究の蓄積に期待したい。

参考文献

- Calton, J. M. (2001a). Book Review: Ties That Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics, *Business & Society* 40(2), 220-240.
- Calton, J. M. (2001b). Book Review: Ties That Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics, *International Journal of Organizational Analysis*, 9(4), 395-398.
- Calton, J. M. (2006). Social contracting in a pluralist process of moral sense making: A dialogic twist on the ISCT. *Journal of Business Ethics*, 68, 329-346.
- Demuijnck, G. (2015). Universal values and virtues in management versus cross-cultural moral relativism: An educational strategy to clear the ground for business ethics. *Journal of Business Ethics*, 128(4), 817-835.
- Donaldson, T. (1989). *The ethics of international business*. New York: Oxford University Press.
- Donaldson, T. (1994). The perils of multinationals' largess. *Business Ethics Quarterly*, 4, 367-371.
- Donaldson, T. (1996). Values in tension: Ethics away from home. *Harvard Business Review*, 26(5): 48-62.
- Donaldson, T. (2009). Compass and dead reckoning: The dynamic implications of ISCT. *Journal of Business Ethics*, 88(4), 659-664.
- Donaldson, T., & Dunfee, T. W. (1994). Toward a unified conception of business ethics: Integrative social contracts theory. *Academy of management review*, 19(2), 252-284.
- Donaldson, T., & Dunfee, T. W. (1995). Integrative social contracts theory: A communitarian conception of economic ethics. *Economics & Philosophy*, 11(1), 85-112.
- Donaldson, T., & Dunfee, T. W. (1999a). *Ties That Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics*, Cambridge: Harvard Business School Press.
- Donaldson, T., & Dunfee, T. W. (1999b). When ethics travel: The promise and peril of global business ethics. *California Management Review*, 41(4): 45-63.
- Donaldson, T., & Dunfee, T. (2003). Social contracts, sic et non. In P. Heugens, H. van Oosterhout, & J. Vromen (Eds.), *The Social Institutions of Capitalism: Evolution and Design of Social*

- Contracts* (pp. 109-126). Cheltenham: Edward Elgar
- Donaldson, T., & Preston, L. E. (1995). The stakeholder theory of the corporation: Concepts, evidence, and implications. *Academy of Management Review*, 20(1), 65-91.
- Dunfee, T. W., & Donaldson, T. (1995). Contractarian business ethics: Current status and next steps. *Business Ethics Quarterly*, 173-186.
- Dunfee, T. W., Smith, N. C., & Ross Jr, W. T. (1999). Social contracts and marketing ethics. *Journal of Marketing*, 63(3), 14-32.
- Dunfee, T. W. (2006). A critical perspective of integrative social contracts theory: Recurring criticisms and next generation research topics. *Journal of Business Ethics*, 68(3), 303-328.
- Fort, T. L. (2000). A Review of TD2's Ties That Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics, *Journal of Business Ethics* 28(4), 383-387.
- Freeman, R. E., & Harris, J. D. (2009). Creating ties that bind. *Journal of Business Ethics*, 88(4), 685-692.
- Lavengood, L. G. (2001), Donaldson, Thomas and Dunfee, Thomas W. Ties That Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics, *Ethics*, 111(3), 627-630.
- Levine, L. (2019). Digital trust and cooperation with an integrative digital social contract. *Journal of Business Ethics*, 160(2), 393-407.
- 宮坂純一 (1998). ビジネス倫理学と社会契約論. 産業と経済, 13(1), 1-20.
- 宮坂純一 (2003a). 統合社会契約論について考える (上). 奈良産業大学産業と経済, 18(2), 215-227.
- 宮坂純一 (2003b). 統合社会契約論について考える (下). 奈良産業大学産業と経済, 18(3), 351-369.
- Phillips, R. A. (1997). Stakeholder theory and a principle of fairness. *Business Ethics Quarterly*, 7(1), 51-66.
- Phillips, R. A., & Johnson-Cramer, M. E. (2006). Ties that unwind: Dynamism in integrative social contracts theory. *Journal of Business Ethics*, 68, 283-302.
- Robertson, D. C., & Ross, W. T. (1995). Decision-making processes on ethical issues: The impact of a social contract perspective. *Business Ethics Quarterly*, 5(2), 213-240.
- Robertson, T. S. (2009). Thomas W. Dunfee Tribute Issue: Introduction. *Journal of Business Ethics*, 88, 539-540.
- Rowan, J. R. (2001). How binding the ties? Business ethics as integrative social contracts. *Business Ethics Quarterly*, 379-390.
- Salbu, S. R. (2000). Ties That Bind: ISCT as a Procedural Approach to Business Ethics, *Business and Society Review*, 105(4), 444-451.
- Sanchez, C. M. (1999). Ties That Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics, Book Review, *Academy of Management Executive*, 13(4), 109-110.
- Shaw, B. (2000). Review Essay: Ties That Bind, *American Business Law Journal*, 37(3), 563-578.
- Spicer, A., Dunfee, T. W., & Bailey, W. J. (2004). Does National Context Matter in Ethical Decision Making? An Empirical Test of Integrative Social Contracts Theory. *The Academy of Management Journal*, 47(4), 610-620.
- 高巖 (1996a). 統合社会契約論とビジネス・エシックス: 透明性テストの可能性を求めて. 組織科学, 29(3), 69-78.
- 高巖 (1996b). 統合社会契約論の新展開: 日本の経営の抱える倫理的課題の解決を目指して. 日本経営倫理学会誌, 3, 3-15.
- 高巖 (1997). 企業の新しい社会的責任: 社会契約による倫理的公正の実現を目指して. 日本経営倫理学会誌, 4, 11-19.
- 田中敬幸 (2011a). 統合社会契約論の研究動向と課題: 超規範の議論を中心に. 日本経営倫理学会誌, 18, 13-25.
- 田中敬幸 (2011b). 統合社会契約論の課題と適用可能性に関する考察. 経営哲学, 8(2), 49-61.
- 田中敬幸 (2012a). 統合社会契約論における超規範とプライオリティ・ルールの意味. 日本経営倫理学会誌, 19, 37-48.

- 田中敬幸 (2012b). ビジネスにおける社会契約：統合社会契約論を巡る議論の限界と新たな可能性を模索して 麗澤大学博士論文
- 梅津光弘 (1995). 国際的共同体主義と倫理的合意形成手続. 日本経営倫理学会誌, 2, 21-32.
- Van Buren, H. J. (2001). If Fairness Is the Problem, Is Consent the Solution? Integrating ISCT and Stakeholder Theory. *Business Ethics Quarterly*, 11(3), 481-499.
- van Oosterhout, J., Heugens, P. P., & Kaptein, M. (2006). The internal morality of contracting: Advancing the contractualist endeavor in business ethics. *Academy of Management Review*, 31(3), 521-539.
- Wempe, B. (2009). Extant social contracts and the question of business ethics. *Journal of Business Ethics*, 88, 741-750.
- Windsor, D. (2018). Dynamics for integrative social contracts theory: norm evolution and individual mobility. *Journal of Business Ethics*, 149(1), 83-95.